

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩美町は鳥取県の最東北端に位置し、日本海に面する東西15kmの海岸線一帯が山陰海岸国立公園の一部を成す、自然豊かで風光明媚な町である。

町の人口は、昭和30年の20,460人をピークとして、以降減少を続け、令和2年には10,799人と、47.2%もの大幅な減少となっている。年齢階層別では、年少人口(0～14歳)が著しく減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は年々増加し、総人口に占める高齢者比率も37.5%と、全国平均、県平均と比較しても高い比率を示している(令和2年国勢調査結果から)。

町の産業は、農業、漁業の第1次産業を中心に形成されてきた。特に、沖合底引き網漁を柱とする漁業は、基幹産業として町の産業の牽引役であったが、就業者の高齢化、後継者不足に加え、漁獲量の減少や燃料価格の高騰など、多くの課題を抱え、厳しい状況に直面している。

また、昭和30年代から町内に雇用の場を設けようと、工場誘致が図られた結果、電気部品製造、金属加工、縫製など各種製造業の進出・立地し、町民の雇用の受け皿を担ってきた。これら製造業のほとんどが中小企業であるが、設備の老朽化、人手不足、後継者問題等の課題を抱えている。

こうした中、町の独自施策として「企業立地促進補助金」制度を設け、企業の進出、立地存続の支援を講じてきたが、生産性の抜本的な向上や人手不足に対応するための事業基盤の構築、また、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業の持続的発展を支援していくことは、町としての喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上と企業価値の向上を図り、持続可能な地域経済の実現を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

岩美町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

岩美町の産業は、町域の広範に立地していることから、本計画の対象とする区域は、本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

岩美町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた町内事業者の取組は、新分野の開拓、新商品の開発、ITの導入による業務効率化、省エネの推進、さらには、海外市場を見据えた他業種との連携等、多様であることが想定される。したがって、本計画においては、労働生産性の向上が年率3%以上と見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

投資効果が表れるまで長期間を要する投資も想定されることから、3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。